

全建労発第62号

令和2年10月29日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 奥村 太加典

(公印省略)

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第3条第4項の規程に基づき厚生労働大臣が定める者により、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令による改正後の石綿障害予防規則第3条第4項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第2条第2項から第4項までに定める一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者及び一戸建て等建築物石綿含有建材調査者であることが要件とされたところです。

これに伴い、全国規模で建築物石綿含有建材調査者を養成する必要があることから、この度、厚生労働省労働基準局長より、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

労働部 又木